

埼玉県産業立地促進補助金のご案内

1 制度のあらまし

埼玉県では、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献する企業立地を促進するため、県内に工場等を立地した企業の皆様に対して、補助金を交付しています。交付条件等は次の表のとおりです。

2 交付条件等

(1) 工場・研究所

新たに土地売買（借地）契約を締結し、工場等を建築（取得）するものが対象	
対象施設	製造業の工場又は自然科学研究所
補助額	<p>不動産取得税相当額（限度額1億円）</p> <p>※ただし、以下の分野に該当する事業を行う工場又は研究所を立地する場合は、限度額2億円とする（別途、審査あり）。</p> <p>【対象分野】</p> <p>医薬品製造業・化粧品製造業、医療機器製造業・ヘルスケア関連事業、航空・宇宙関連事業、食料品製造業、新エネルギー・省エネルギー関連事業、輸送用機械器具製造業、ロボット・AI・IoT関連事業</p>
交付条件	<p>面積</p> <p>敷地面積1,000㎡以上、かつ、工場等の建築面積500㎡以上</p> <p>※ただし、県内で事業所の移転を行う場合、従前の事業所と比較し、敷地面積が1,000㎡以上、かつ、建築面積が500㎡以上拡張することが必要。</p>
	<p>新規雇用</p> <p>補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用すること（県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る。）</p> <p>※ただし、中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、1人以上。</p>
	<p>操業期限</p> <p>土地売買（借地）契約締結後、3年以内に操業すること</p>
	<p>建築確認</p> <p>補助対象の建物が、適法に建築確認（確認申請～検査済証の交付）を受けたものであること</p>
	<p>操業者</p> <p>土地及び建物の所有者（賃借者）と操業者が同一企業であること</p> <p>※ただし、親会社・子会社など同一性があると認められる場合も可。</p>
	<p>納税</p> <p>不動産取得税を納期限内に全額納付すること</p>
届出	<p>土地売買（借地）契約締結後、3か月以内※に届出書類を提出すること</p> <p>※工場等を新たに建築する場合は、着工日の前日まで可。</p>

★別紙「産業立地促進補助金の活用を希望される事業者の皆様へ」も併せて御確認ください。

(2) 流通加工施設

新たに土地売買（借地）契約を締結し、流通加工施設を建築（取得）するものが対象		
対象施設	<p><u>流通加工業務を行う倉庫、トラックターミナル、卸売市場又は上屋</u> ※次のア～エのうちいずれかの周辺5kmの区域内に立地し、かつ、 a～cのいずれかの設備を有する施設</p> <p>【立地区域】 ア 高速自動車国道のインターチェンジ（都市計画段階のものを含む。） イ 鉄道の貨物駅 ウ 流通業務団地 エ 工業団地</p> <p>【設備】 a 物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備 b 物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム c 流通加工の用に供する設備</p>	
補助額	<u>不動産取得税相当額（限度額1億円）</u>	
交付条件	面積	<u>敷地面積1,000㎡以上、かつ、流通加工施設の建築面積500㎡以上</u> ※ただし、県内で事業所の移転を行う場合、従前の事業所と比較し、敷地面積が1,000㎡以上、かつ、建築面積が500㎡以上拡張することが必要。
	新規雇用	<u>補助対象施設で従事する従業員を新たに10人以上雇用すること、</u> <u>また、そのうち5人以上が正規雇用であること</u> （県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る。）
	操業期限	<u>土地売買（借地）契約締結後、3年以内に操業すること</u>
	建築確認	<u>補助対象の建物が、適法に建築確認（確認申請～検査済証の交付）を受けたものであること</u>
	操業者	<u>土地及び建物の所有者（賃借者）と操業者が同一企業であること</u> ※ただし、親会社・子会社など同一性があると認められる場合も可。
	納税	<u>不動産取得税を納期限内に全額納付すること</u>
届出	<u>土地売買（借地）契約締結後、3か月以内※に届出書類を提出すること</u> ※工場等を新たに建築する場合は、着工日の前日まで可。	

★別紙「産業立地促進補助金の活用を希望される事業者の皆様へ」も併せて御確認ください。

(3) 本社

新たに建物を建築（取得）して、本社を新たに設置（創業）又は県外から移転するものが対象	
対象施設	本社施設
補助額	<p><u>不動産取得税相当額（限度額1億円）</u> ※ただし、以下の分野に該当する事業を行う本社施設を立地する場合は、限度額2億円とする（別途、審査あり）。 【対象分野】 医薬品製造業・化粧品製造業、医療機器製造業・ヘルスケア関連事業、航空・宇宙関連事業、食料品製造業、新エネルギー・省エネルギー関連事業、輸送用機械器具製造業、ロボット・AI・IoT関連事業</p>
交付条件	<p>面積 <u>本社施設の建築面積500㎡以上</u></p>
	<p>新規雇用 <u>補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用すること</u> （県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る。） ※ただし、中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、1人以上。</p>
	<p>操業期限 【土地の取得を伴う場合】 <u>土地売買（借地）契約締結後、3年以内にその場所に本社を新たに設置（創業）又は県外から移転すること</u></p>
	<p>建築確認 <u>補助対象の建物が、適法に建築確認（確認申請～検査済証の交付）を受けたものであること</u></p>
	<p>操業者 【土地の取得を伴う場合】 <u>土地及び建物の所有者（賃借者）と操業者が同一企業であること</u> 【土地の取得を伴わない場合】 <u>建物の所有者と操業者が同一企業であること</u> ※ただし、親会社・子会社など同一性があると認められる場合も可。</p>
	<p>納税 <u>不動産取得税を納期限内に全額納付すること</u></p>
届出	<p>【土地の取得を伴う場合】 土地売買（借地）契約締結後、<u>3か月以内に届出書類を提出すること</u> ※本社を新たに建築する場合は、<u>着工日の前日まで可</u>。 【土地の取得を伴わない場合】 本社建物の竣工（取得）日から<u>3か月以内に、届出書類を提出すること</u></p>

（注意）県内での本社移転は対象となりません。

★別紙「産業立地促進補助金の活用を希望される事業者の皆様へ」も併せて御確認ください。

埼玉県産業立地促進補助金の活用を希望される事業者の皆様へ

届出書類を提出しただけでは、補助金の交付は出来ませんのでご注意ください。

また、補助対象施設の事業内容によっては、補助金の対象外となったり、補助額が減額となる場合がございます。

交付条件

補助金の交付に当たっては、交付条件を全て満たしていただくことが必要です。交付条件を満たしているか否かについては、交付申請時の提出書類及び現地調査で確認いたします。

(1) 新規雇用

売買（賃貸借）契約締結日以降、新しい事業所で勤務するために雇った方が対象となります。交付申請までに要件を満たしていることが必要です。

(2) 操業期限

売買契約（賃貸借）締結日から3年以内に操業を始めていただく必要があります。ただし以下の場合、操業起算日が変更となります。

- 農地転用を行う場合→農地転用許可日
- 区画整理事業地内→仮換地指定
- 県企業局が造成した産業団地→土地の引渡し日 等

交付申請時に操業日の分かる資料(HPのお知らせや会社パンフレット等)が必要となりますので、記録として残していただくようお願いいたします。

(3) 建築確認

【居抜き物件をそのまま使用する場合】

届出時点で確認申請書、確認済証、検査済証が揃っていることが必要です。

【新築物件】

適法に建築確認（確認申請～検査済証の交付）を受けた後に操業することが必要となります。建築確認書類については、交付申請時に写しをご提出いただきます。

(4) 県内移転の場合

以下の書類で移転前の事業所規模を確認いたします。届出書提出時にあわせてご提出ください。

- 敷地面積：土地の登記簿謄本及び公図等の図面
- 建築面積：建築確認申請書（第三面）

(5) 流通加工施設の場合

交付申請時に新規雇用者のうち5人以上が正規雇用*であることを確認できる書類が必要となります。

例) 雇用条件通知書、雇用契約書 等

*常時雇用される労働者で短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第3項に規定する短時間・有期雇用労働者でない者

交付申請

(1) 交付申請期限

補助金の交付申請は、操業日又は土地・建物の不動産取得税納付日のいずれか遅い日から、1年以内となります。1日でも期限を過ぎた場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

(2) 本県ホームページでの公表

補助金交付後、本県HPにて補助対象施設の情報（企業名、本社所在地、業種、立地先市町村名、敷地面積）を公表させていただきますので、ご承知おきください。

補助金交付対象外となる事例

(1) 土地・建物の所有者と操業者が異なる場合

原則対象外となります。

※ただし、親会社・子会社など、両社の関係性（株式保有状況や役員構成等）から同一性ありと認められる場合、補助対象となることがあります。

(2) 建築確認書類が提出できない場合

中古建物を取得したケースでも、すべての建物分（増築している場合は増築時の書類も）が必要です。

提出できない場合、その建物だけでなく、全体が補助対象外となります。

(3) 不動産取得税の納付が納期限を超過した場合

補助対象となるためには「納期限内に全額納付」が必要です。

1日でも遅れた場合、納期限を超過した分は対象外となりますのでご注意ください。

(4) 対象業種、その他の交付条件を満たしていないと判明した場合

例) 完成した建物の建築面積が500㎡未満、自社で操業せず他社に賃貸、流通加工施設ではなく保管用倉庫として使用 等

(5) 法律に基づいた手続きを行っていないと判明した場合

例) ・農地転用が必要な土地を、手続きを行わずに開発した場合

・業種や面積が工場立地法の特定工場に該当するが、届出していない場合

・取得した土地や建物の登記が未了の場合 等

(6) 期限内に届出書を提出していない場合

この補助金は届出書の提出によりエントリーし、交付条件を満たした後に交付申請を行う二段階方式となっています。

以下の期限内に届出書を提出していない場合は、対象となりません。

【中古建物を取得した場合】

売買（賃貸借）契約締結日後、3か月以内

【建物を建築する場合】

売買（賃貸借）契約締結日後、3か月以内、もしくは着工日の前日まで

対象：R3年4月1日以降契約

交付額が減額となる事例

- (1) 補助対象となる業種と対象外の業種の複合施設の場合
例) 店舗併設工場の場合、敷地内に工場と社員寮がある場合
→いずれも工場のみが対象となり、対象外施設分については土地・建物ともに減額となります。
- (2) 取得した土地の一部を第三者（自治体を含む）に所有権移転した場合
例) 取得した土地の一部を他社に売却、道路用地として市に採納
→所有権移転して第三者の所有となった部分について減額となります。
- (3) 新施設の一部を他社に賃貸した場合
例) 流通加工施設の一部を他社に賃貸
→他社に賃貸した部分について、土地・建物ともに減額となります。
- (4) 取得した中古建物の一部もしくは全部を撤去した場合
撤去した建物分は補助対象外となります。

なお、制度の詳細については、下記までお問い合わせください。

埼玉県 産業労働部 企業立地課 立地支援担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

【TEL】048-830-3800

【メール】a3900-01@pref.saitama.lg.jp

【HP】<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/saitama-ricchi-incentive.html>

【産業立地促進補助金】補助金交付の流れ

